

令和3年度モニタリングシート

【施設名等】

施設名	おおず赤煉瓦館	位置	大洲市大洲60番地
指定管理者名	一般社団法人 キタ・マネジメント	所管課	観光まちづくり課

【施設の概要】

設置年月日	平成3年3月30日	構造	本館 鉄骨造外壁煉瓦仕上2階建 別館 煉瓦造2階建 倉庫 煉瓦造2階建
設置目的	市民及び観光客の憩いの場、情報及び文化の交流の場を提供し、地域文化の高揚及び地域産業の振興に資する。		
施設機能	本館1階 物販コーナー・トイレ・受付等 2階 休憩コーナー・トイレ等 別館 煉瓦資料室、展示室等 倉庫 1階トイレ、2階倉庫		
利用料金等	施設使用料（本館2階：1時間につき420円 他）、物販等販売品売上		
開館・閉館	開館時間：9：00 閉館時間：17：00		
指定管理業務内容	(1) 施設及び設備等の管理運営に関すること (2) 施設、設備及び備品の修繕等に関すること (3) 施設の利用許可及び利用料金等の収受に関すること (4) 施設の利用促進に関すること (5) その他管理運営上で必要な業務		
施設管理体制	常時2人体制		

【施設利用者数】

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
R2年度	262	0	348	1,317	2,419	2,454
R3年度	1,102	66	1,557	2,503	2,699	2,650
比較	421%	0%	447%	190%	112%	108%
10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2,283	2,719	1,280	716	1,292	1,416	16,506
3,400	3,242	1,965	1,512	1,220	2,616	24,532
149%	119%	154%	211%	94%	185%	149%

【指定管理者としての収入・支出（決算）】

単位：円（税抜）

収入内訳	収入金額	支出内訳	支出金額
指定管理受託料収入	6,972,732	仕入高	5,650,016
使用料収入	231,006	人件費	6,133,082
物販売上収入	4,340,158	水道光熱費	1,409,461
その他収入	3,606,673	通信費	332,029
		消耗品費	232,732
		修繕費	69,007
		その他経費	767,399
		減価償却費	72,771
合 計	15,150,569	合 計	14,666,497

【サービス向上に向けた取り組み】

R3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なミーティングでサービスの質の維持と向上 ・新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の実施 ・施設の美化推進 ・施設活用推進のための情報発信
-------	---

【利用者から要望と対応状況】

利用者からの苦情・要望等	利用者からの苦情・要望への対応
①コロナウイルス感染対策ができていないのか	①1日5回以上こまめに施設内を消毒
②別館入口の電気がチカチカする	②速やかに LED 対応の電気を取り付けた
③郵送で送られて来た焼き物商品が割れていた	③過重包装し速やかに新品商品を送り返した
④草木の剪定が切りすぎとのご指摘を受けた	④草木の良い切り方を指導していただいた

【指定管理者の自己検証】

<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1 階の物販の商品の定期的なりニューアルや、ディスプレイ変更を行い、お土産として購入しやすい砥部焼や大洲和紙、今治タオルなど、愛媛の物産を販売する。 →昨年よりも購買率と客単価を上げることができた。 ・おおよそ赤煉瓦館の認知度と収入を上げるために本館 2 F でカフェを実施。 →7月～10月にかけてかき氷の提供を行い、昨年よりも大幅なカフェでの収入獲得となった。 カフェ利用のお客様が 1 F での商品購入や、施設利用にもつながった。 ・新型コロナウイルス対策を行い、安心して来館できる受け入れ態勢を構築する。 →入口での消毒設置、館内の換気と定期的な消毒作業を実施。 施設利用についてはキャンセルもなく、定期的に施設利用の予約も入り、新規の利用者も増えるなど、安心して利用いただける場を提供することができた。
--

【施設所管課の検証・評価】

清掃や修繕などの記録が写真付きで整理されており、仕様書等に基づいて施設管理運営が行われている。自主事業のカフェにおける夏場のかき氷は大変人気で、施設のPRに寄与しているほか売上にもつながっている。物販においても、常にレイアウトや品ぞろえに気を配り、魅力ある商品を揃えることで、コロナ禍でも売上を伸ばし、カフェのお客様にも商品を購入していただくなど物販にも相乗効果が生まれている。

アフターコロナを見据え今後も観光における文化財の積極的な活用を念頭に置きながら、施設の設置目的である市民・観光客の憩いの場、交流の場としての管理運営を行っていただきたい。